



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年4月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人e-MADO 病気のこどもの総合ケアネット
- 3 代表者の氏名  
小池 健一
- 4 主たる事務所の所在地  
松本市旭3丁目1番1号  
国立大学法人信州大学医学部附属病院内

5 定款に記載された目的  
この法人は、医療施設での診療と連動して、医師や看護師、保健師、理学療法士、院内学級、養護学校教師などの関係者によりICTケアネットを構築し、①入院中のこども及び家族に対して積極的な支援によるストレス緩和、②在宅療養中のこどもの家族への助言や相談、③院内学習、在宅学習、養護学級などへの遠隔ケアやコンサルテーションなどを行うことで、QOLの向上による保健、医療、社会教育の推進及びこどもの健全育成に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年3月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あんまあ
- 3 代表者の氏名  
前島 光明
- 4 主たる事務所の所在地  
飯田市羽場町2丁目662番地5
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、老人・子供・障害児などが安心していっしょに過ごせる地域密着型の小規模デイサービス施設を開設し、老人・子供・障害児などに対して、介護・保育・教育サービス提供に関する事業を行い、人々の相互扶助的な協力関係に満ちた地域づくり

に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年4月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人なでしこ
- 3 代表者の氏名  
増澤 公子
- 4 主たる事務所の所在地  
諏訪郡下諏訪町社6747番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者をはじめとするすべての人々が、お互いに協力しあい、住みなれた場所でその人らしい生活を送るために、住民参加で必要な支援を行い誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会をつくることに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

県営中信平左岸地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 土地改良事業の名称  
県営畑地帯総合整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成10年3月27日
- 3 工事の完了年月日  
平成19年3月8日

農地整備課

## 公告

県営本城地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 土地改良事業の名称  
県営土地改良総合整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成14年9月2日
- 3 工事の完了年月日  
平成19年3月14日

農地整備課

## 公告

県営筑北地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 土地改良事業の名称  
県営中山間地域総合整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成9年9月8日
- 3 工事の完了年月日  
平成19年3月20日

農地整備課

## 公告

県営川手地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 土地改良事業の名称  
県営かんがい排水事業
- 2 工事の着手年月日  
平成4年9月24日
- 3 工事の完了年月日  
平成19年3月23日

農地整備課

## 公告

県営六道井地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 土地改良事業の名称  
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成9年6月12日
- 3 工事の完了年月日  
平成19年3月20日

農地整備課

## 公告

県営宗賀地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 土地改良事業の名称  
県営中山間地域総合整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成13年7月23日
- 3 工事の完了年月日  
平成19年3月29日

農地整備課

## 公告

林業技術者養成講習を次のとおり行います。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

## 1 期日及び場所

林業架線課程			
	前期	中期	後期
期日	平成19年9月3日から 平成19年9月7日まで	平成19年10月1日から 平成19年10月5日まで	平成19年10月29日から 平成19年11月1日まで
場所	塩尻市大字片丘字狐久保5739 長野県林業総合センター		
伐木造材課程			
	第1回目	第2回目	
期日	平成19年5月8日から5月10日まで	平成19年6月27日から6月29日まで	
	第3回目	第4回目	
期日	平成19年9月19日から9月21日まで	平成19年11月16日から11月18日まで	
	第5回目	第6回目	
期日	平成20年1月29日から1月31日まで	平成20年3月4日から3月6日まで	
場所	塩尻市大字片丘字狐久保5739 長野県林業総合センター		

## 2 受講資格

林業技術者養成講習要綱（昭和40年長野県告示第323号）第4の規定によります。

## 3 受講志願の手続き

## (1) 提出書類

林業技術者養成講習要綱第5に規定する受講願及び同項各号に掲げる書類

## (2) 受付期間

各講習の始まる10日前まで

## (3) 提出場所

所轄する地方事務所林務課（市にあっては、その市に所在する地方事務所林務課、ただし、小諸市にあっては、佐久地方事務所林務課、東御市にあっては、上小地方事務所林務課、岡谷市及び茅野市にあっては、諏訪地方事務所林務課、駒ヶ根市にあっては、上伊那地方事務所林務課、塩尻市及び安曇野市にあっては、松本地方事務所林務課、須坂市及び千曲市にあっては、長野地方事務所林務課、飯山市にあっては、北信地方事務所林務課）

## 4 受講料

徴収しません

## 5 受講の許可通知

受講することを許可したときは、本人にその旨を通知します。

## 6 その他

この講習について問い合わせは、長野県林業総合センター（電話 0263-52-0600）に行ってください。

林業振興課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

## 1 都市計画の種類及び名称

佐久都市計画道路 3・4・32号 近津砂田線  
3・5・14号 近津住吉線

## 2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び佐久市役所

都市計画課

## 公告

佐久市土地改良区の新規土地改良事業佐久東部地区（平尾白岩工区）施行認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成19年4月19日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

## 1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

## 2 縦覧の期間

平成19年4月20日から5月22日まで

## 3 縦覧の場所

佐久市役所

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

## 1 都市計画の種類及び名称

佐久都市計画土地区画整理事業 近津土地区画整理事業

## 2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び佐久市役所

都市計画課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成19年4月19日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

## 1 落札に係る役務の名称

長野県立須坂病院清掃業務委託一式

## 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

- (1) 名称 長野県立須坂病院
- (2) 所在地 須坂市大字須坂1332

## 3 落札者を決定した日

平成19年3月15日

## 4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名称 株式会社岩野商会
- (2) 所在地 長野市大字北長池2051番地

- 5 落札金額  
39,270,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成19年2月1日

県立病院課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成19年4月19日

長野県立こども病院長 宮坂 勝之

- 1 落札に係る役務の名称  
長野県立こども病院清掃業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
- (1) 名称 長野県立こども病院
- (2) 所在地 安曇野市豊科3100
- 3 落札者を決定した日  
平成19年3月15日
- 4 落札者の名称及び所在地
- (1) 名称 株式会社ビルメン
- (2) 所在地 さいたま市浦和区高砂1丁目2番1号
- 5 落札金額  
28,035,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成19年2月1日

県立病院課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年4月19日

長野県須坂建設事務所長 田中 利喜夫

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する役務  
水防情報システム及び土砂災害監視装置の保守点検業務委託
- (2) 役務の特質  
入札説明書のとおりです。
- (3) 履行期間  
契約締結の日から平成20年3月21日まで
- (4) 履行場所  
長野県須坂建設事務所管内
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とします。で、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で

- あるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に同種の設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
須坂市大字須坂中繩手1699-11  
長野県須坂建設事務所 総務課  
電話 026(245)1670
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成19年5月7日(月) 午後2時  
イ 場所 長野県須坂建設事務所 2階会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年4月26日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格

をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課